



**日本証券業協会**  
Japan Securities Dealers Association

# 書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の 一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年1月14日

## 1. 金融商品取引法の改正

2023年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の公布（1年半以内施行）

- 顧客への情報提供に際し書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直し
- 金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されていた契約締結前交付書面の実質的説明義務の法定化

## 2. 関係政府令の改正

2024年10月23日、関係政府令案等のパブリックコメントの募集開始

- 電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客に承諾を得る方法に加え、あらかじめ顧客に告知する方法を追加
- 電磁的方法の種類及び要件等については、前記を除き従前どおり

## 3. 日証協における対応

- ① 顧客交付書面のデジタル原則化の周知に係るリーフレット作成（※1）及び新聞広告（※2）
- ② 「顧客に対する情報の提供においてデジタル原則を選択する際の顧客周知における留意事項（ガイドライン）（暫定版）」の作成・公表（※1）
- ③ 「電磁的方法による交付に係るQ&A」の改訂
- ④ 「**書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則（電磁的提供規則）**」及び各規則等の改正
- ⑤ 契約締結前交付書面の実質的説明義務に係る実務上必要な対応について金融庁と協議・調整し、関係するQ&A等を改訂

※1：2024年11月15日付通知「顧客交付書面を原則デジタル提供とする際の顧客周知について（ガイドライン・リーフレットの提供）」（日証協（企）2024第65号）

※2：2024年12月11日（水）に日本経済新聞、読売新聞に掲載。今後、法令施行1カ月前、法令施行時に各1回広告掲載予定。

## 各規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求・契約の対象となる各書面に関する規定	電磁的方法の対象となる書面を個別に列挙	原則として、顧客との間で交付・徴求・契約する全ての書面が電磁的方法の対象
電磁的方法による交付・徴求の方法	「電磁的提供規則」に定める旨を規定	現行どおり
電磁的方法による契約についての取扱い	顧客から契約内容に係る照会があった時は遅滞なく回答できるように態勢を整備する必要あり	現行どおり
一部の電磁的方法による交付書面の取扱い	その性質に鑑み、「電磁的提供規則」に定める方法以外の電磁的方法を認める旨を規定	現行どおり

## 電磁的提供規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求の方法・要件	金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を規定	<b>改正後</b> の金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を得る又は顧客に対し <b>告知</b> を行うことを規定

## ■ 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則

改正案

現行

(電磁的方法による交付等)

**第18条** 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求等に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。

(電磁的方法による交付等)

**第14条** 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 第8条に規定する契約書
- 2 第9条第1項に規定する照合通知書
- 3 契約締結時交付書面
- 4 第9条第5項第2号に規定する契約書

2 会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。

- 1 第3条第3項に規定する保護預り口座設定申込書
- 2 第7条に規定する委任状
- 3 第11条第5項及び細則に規定する照合通知書に対する回答書

## ■ 偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則

改正案

現行

(電磁的方法による契約等)

**第7条** 会員等は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により締結することができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

2 前項の定めに基づき契約を締結した会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

(電磁的方法による契約等)

**第7条** 会員等は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約を行ったものとみなす。

2 前項の定めに基づき契約を行った会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

## ■ 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則

改正案

現行

### (顧客の承諾等)

**第5条** 協会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

1 **あらかじめ**、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第4条第2号に掲げる方法による**承諾を得ること**

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

2 **あらかじめ**、顧客に対し、次に掲げる事項を**告知すること**

イ 本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を、第2条又は第4条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨

ロ 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

ハ ファイルへの記録の方式

ニ 当該協会員に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨

2 協会員は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

3 協会員は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号二に規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。

### (顧客の承諾)

**第5条** 協会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、**あらかじめ**、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による**承諾を得なければならない**。

1 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協会員が使用するもの

2 ファイルへの記録の方式

### (承諾の撤回等)

**第6条** 前条の規定による承諾を得た協会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## 【協会員における顧客管理、内部管理等】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則

- 規則上の書面の電磁的方法による授受を行うための要件として、顧客の承諾を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【5条】

#### 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【29条】
  - 注意喚起文書の交付【6条】
  - 確認書の徴求【8条】
- 投資信託等のトータルリターンのお知らせを書面の交付以外の方法で行う場合において、顧客の同意を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【別表】

#### 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【旧14条、旧15条、旧18条→新18条】
  - 消費寄託契約を証する書面の交付【8条】、照合通知書による報告【9条】、デリバティブ取引の条件を記載した契約書の取り交わし【9条】（いずれも準用される場合を含む）
  - 保護預り口座設定申込書の提出【3条】、常任代理業務の事務の委任を証する書面の徴求【7条】、照合通知書に対する回答書の徴求【11条】（いずれも準用される場合を含む）
  - 消費寄託契約の締結【8条】（準用される場合を含む）

#### 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則

- 電磁的提供規則に基づき徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【旧3条→新5条】
  - 念書の徴求【2条】

#### 偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則

- 電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【7条】
  - カード交付時の契約【3条】

#### 商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

- 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正による条ズレ対応【4条】

## 【株式関係】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 店頭有価証券に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【17条】
  - 証券情報等説明書の交付【7条】
  - 確約書の徴求【4条の2】、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求【6条】、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求【7条】

#### 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【17条】
  - 取引開始時の説明書の交付【10条】、個別銘柄に係る説明書の交付【11条】
  - 取引開始時の確認書の徴求【10条】
  - 発行会社との契約【4条】
- ※特定証券情報の提供等【6条】、発行者情報の提供等【7条】については、法令で提供方法が定められている書面であることから、従前どおり「電磁的提供規則」の定めによる電磁的提供等の規定の対象とはしないこととする。

#### 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【28条】
  - 必要事項を記載した書面の交付【11条】
  - 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書の徴求【11条】
  - 発行者との反社会的勢力排除のための契約【5条】、発行者との定期的な情報提供に係る契約【16条】

#### 株主コミュニティに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【31条】
  - 必要事項を記載した書面の交付【10条】
  - 株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求【10条】
  - 発行者との反社会的勢力排除のための契約【6条】

## 【株式関係（続き）】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき受入れができる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【6条の9→20条】
  - PTS信用取引に係る合意書の受入れ【6条の9】

#### 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【3条→19条】
  - 株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付【3条】

#### 株券等の貸借取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【5条、6条→18条】
  - 個別取引明細書の交付【5条】
  - 株券等貸借取引無担保確認書の徴求【6条】
  - 株券等貸借取引に関する基本契約書の取り交わし、個別取引契約書の取り交わし、有価証券借用証書の差入れ及び受入れ、株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【5条】

#### 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則

- 電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【12条】
  - プレ・ヒアリングの調査対象者等の取引制限や守秘義務を含む契約【4条、5条】
- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による通知を行うことができるよう規定を改正【12条】
  - 調査対象者等への契約内容の事後通知【4条】

#### 仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則

- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による差入れ等を行うことができるよう規定を改正【5条】
  - 株券等の売り主に対する株券等の買い集め後に直ちに転売する旨を約す書面の差入れ等【3条】



## 【債券関係】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【21条】
  - 取引価格の算定方法等の概要を説明した書面の交付【12条】、取引所取引と店頭取引との相違点を説明した書面の交付【15条】

#### 選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面並びに電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【29条、30条】
  - 選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付【6条】、選択権料の受領書の交付【10条】、選択権付債券売買取引権利行使明細書の交付【11条】、選択権付債券売買取引相殺明細書【12条】、取引の概要等の説明書の交付【22条】
  - 選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求【22条】
  - 選択権付売買取引に関する基本契約書の締結、選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書の締結、選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【6条】、選択権付債券売買取引権利行使確認書の取り交わし【11条】、選択権付債券売買取引相殺確認書の取り交わし【12条】

#### 債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【16条、17条】
  - 個別取引明細書の交付、エンド取引受渡日を記載した書面の交付、エンド売買単価を記載した書面の交付、エンド売買金額を記載した書面の交付【4条】
  - 基本契約書の取り交わし【4条】

#### 債券等の着地取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【10条、11条】
  - 着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付【3条】
  - 債券等の着地取引に関する個別取引契約書の取り交わし、債券等の着地取引に関する基本契約書の取り交わし、債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書の取り交わし【3条】

## 【債券関係（つづき）】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付できる書面及び電磁的方法により締結できる契約について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【16条、17条】
  - 個別取引明細書の交付【5条】
  - 基本契約書の取り交わし、個別取引契約書の取り交わし、個別取引契約書の省略に係る合意書の取り交わし【5条】

#### 社債券の私募等の取扱い等に関する規則

- 顧客に対する情報提供を書面の送付以外の方法で行う場合において、顧客の承諾を得ることのほか、顧客に対し告知を行うことを追加する【別表5】

## 【外国商品・取引関係】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### 外国証券の取引に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【48条】
  - 外国証券取引口座に関する約款の交付【3条】、外国証券の発行者から交付された通知書及び資料の交付【6条】（準用される場合を含む）、取引価格の算定方法等の概要を説明した書面の交付【11条】、外国投資信託証券の決算報告書等の送付【22条】、資料等の提供【28条】、信用取引に関する通知書の送付【46条】
  - 口座設定の申込書の受入れ、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出【3条】、外国株式信用取引口座設定約諾書の受入れ【32条】
- 相手方が顧客ではないことから、「電磁的提供規則」の定めによらず電磁的方法による送付を行うことができるよう規定を改正【48条】
  - 外国投資信託証券を顧客に販売しようとする協会員への外国投資信託証券に関する目論見書の送付、外国投資信託証券を顧客に販売した協会員への外国投資信託証券に関する決算報告書等の送付【21条】

#### 海外証券先物取引等に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【26条】
  - 海外証券先物取引等に関する通知書の送付【25条】
  - 海外証券先物取引等の口座設定に関する約諾書の提出【4条】、ヘッジ勘定による管理の申出【8条】

## 【デリバティブ関係】

### 改正の対象となる規則と主な改正箇所

#### バイナリーオプション取引に関する規則

- 電磁的提供規則に基づき交付及び徴求できる書面について、対象書面を個別に列挙しているところ、全ての書面を対象とするよう改正【18条】
  - 取引説明書の交付【12条】
  - バイナリーオプション取引等に係る確認書の徴求【12条】

## 1. 禁止行為の整備

- 現行、従業員等に係る禁止行為として「協会員等から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」が規定されている【従業員規則第7条第13号、仲介業者規則第24条第13号】

電磁的提供による情報提供の方法のうち、書類に記載すべき事項を記録したUSBやCD-R等の媒体の交付による方法を用いる場合において、従業員等が協会員等から預託された書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく顧客に交付しないことについて、禁止行為として規定する

### 協会員の従業員に関する規則（案）

#### （禁止行為）

**第7条** 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

13 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

### 金融商品仲介業者に関する規則（案）

#### （禁止行為）

**第24条** 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

13 所属する金融商品仲介業者又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

## 2. その他法令改正を踏まえた所要の整備

- 今般の法令改正による条番号等のズレや用語の変更等に伴い、以下の規則等について所要の改正を行う。
  - 金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則
  - 「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」に関する考え方
  - 「個人情報保護に関する指針」の解説

# VI 今後のスケジュール



時期	内容
2025年 ～1月上旬	自主規制企画分科会（1月9日）・エクイティ分科会・公社債分科会・金融商品分科会 －各分科会の所管規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
1月14日	自主規制会議 －規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議 パブリックコメントの募集開始
～2月12日	パブリックコメント締切
3月上旬	自主規制企画分科会（3月13日）・エクイティ分科会・公社債分科会・金融商品分科会 －各分科会の所管規則改正案について審議※
3月18日	自主規制会議 －規則改正案について審議※
～5月	令和5年金商法改正の施行日である「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」に合わせて規則を施行

※ パブリックコメントにおいて、規則改正案の内容に変更を要する意見がなかった場合などは、各分科会及び自主規制会議において改めての審議は行わず、各委員長及び議長の一任により規則改正を行う。